

1単元の株式の数の変更に関する決議公告

株主各位

平成17年12月8日
大阪市中央区南船場三丁目5番8号
光洋精工株式会社
取締役社長 吉田紘司

平成17年6月29日開催の第105回定時株主総会において、1単元の株式の数の変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

平成18年1月1日(日曜日)付をもって、定款を変更し1単元の株式の数を1,000株から100株に変更いたします。

以上

(ご参考)

1. 上記変更に伴い、平成18年1月1日(日曜日)[ただし、当日および翌日ならびに翌々日は各証券取引所の休業日につき、実質上は平成18年1月4日(水曜日)]付をもって、東京証券取引所および大阪証券取引所ならびに名古屋証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。
2. 平成17年12月31日(土曜日)[ただし、当日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成17年12月30日(金曜日)]現在で、登録单元未満株式を100株以上ご所有の株主各位につきましては、その登録单元未満株式のうち100株の整数倍の株式は100株券にて株券を交付いたします。
3. 500株券、1,000株券、10,000株券および100,000株券をご所有の株主各位につきましては、100株単位の売買取引に通常はそのままお使いいただけませんので、下記名義書換代理人において平成18年1月4日以降、100株券にお引換いただくか、株券保管振替制度をご利用ください。

なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には一切の手続きは不要ですので、念のため申し添えます。

~~~~~

名義書換代理人 大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(郵便物送付先) 〒183-8701  
東京都府中市日鋼町1番10  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先) (住所変更等用紙のご請求) 0120-175-417  
(その他のご照会) 0120-176-417

同取次所 住友信託銀行株式会社 全国各支店